

## きた公園魅力 Instagram 運用ポリシー

7 北土道第 5 3 4 1 号

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

### (目的)

第 1 条 このポリシーは、東京都北区土木部公園魅力向上推進担当課（以下「公園魅力向上推進担当課」という。）がきた公園魅力 Instagram を区民等に対する公園情報の提供および公園に関する情報収集をより一層効果的に行うことを目的として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) きた公園魅力 Instagram 公園魅力向上推進担当課が設置・運用するユーザーネームから発信をする Instagram をいう。
- (2) 本アカウント 公園魅力向上推進担当課が Instagram を設置・運用するために取得した権利及びユーザーネームをいう。
- (3) 連携事業者 指定管理者、Park-PFI 事業者、公園活用協力団体等をいう。
- (4) 地域団体 町会・自治会等をいう。
- (5) 投稿 Instagram にコンテンツ（画像、動画、テキスト等）を投稿する行為をいう。
- (6) ユーザー Instagram に登録し、アカウントを作成した人や団体のことをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーの投稿を受信するようにアカウントを登録することをいう。
- (8) コメント 他のユーザーの投稿に返信をすることをいう。
- (9) いいね Instagram の投稿に対してユーザーが「いいね」を伝える機能のことをいう。
- (10) ダイレクトメッセージ Instagram のユーザー同士が非公開でメッセージをやり取りできる機能のことをいう。
- (11) コメントリアクション 本アカウントの投稿に他のユーザーが返信したものに対してアクションをすることをいう。
- (12) シェア 投稿を他のユーザーに共有・再投稿する機能のことをいう。

### (運用主体)

第 3 条 本アカウントの運用主体は区とし、管理及び投稿は公園魅力向上推進担当課が行う。

2 ユーザーネームは@kitacity\_park とする。

### (運用者の明示)

第 4 条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として本アカウントのユーザーネームを、区ホームページに明示する。

### (運用主体、投稿内容等の明示)

第 5 条 本アカウントの運用主体、投稿する内容等については、プロフィール欄に明示する。

(投稿内容)

第6条 本アカウントが投稿する情報は、次のとおりとする。

- (1) 区または、連携事業者が管理する区内の公園施設に関する情報
- (2) 区、連携事業者、地域団体が開催する区内の公園イベントに関する情報
- (3) その他、公園魅力向上推進担当課長が適当と認めるもの

2 イベント等の事業の情報を投稿する場合、前項第1号の規定に加え、次の各号の規定にあてはまるものとする。

- (1) 北区の主催、共催若しくは後援の事業又は公園魅力向上推進担当課長が適当と認める事業であること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業でないこと。
- (3) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業でないこと。

(フォローの方針)

第7条 本アカウントがフォローする対象は、次のいずれかに該当すると区が認めるアカウントに限る。

- (1) 北区に関連する公的機関等が運用するアカウント
- (2) 連携事業者が運営するアカウント

2 前項にてフォローしたアカウントが次のいずれかに該当した場合、フォローを解除する

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容を含むもの
- (7) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (9) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメントや、有害なプログラム等を含むコメント等、他のユーザーに迷惑を及ぼすコメントを寄せるもの
- (10) わいせつな表現等を含む不適切なアカウント
- (11) Instagram の利用規約に反すると思われるもの
- (12) 他のユーザー又は第三者になりすますもの
- (13) 前項各号のいずれにも該当しなくなったもの
- (14) その他、前各号に掲げるものに類するものとして公園魅力向上推進担当課長が不適切と判断したもの

(コメントの管理)

第8条 区は、公式 Instagram による投稿のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対するコメントは行わない。

2 本アカウントに投稿されたコメントについて、原則返信は行わない。また、投稿情報に関係ないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく非表示やその他必要な措置を講じることができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの

- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (11) 有害なプログラム等を含むコメント
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) Instagram の利用規約に反すると思われるもの
- (14) 他のユーザー又は第三者になりすますもの
- (15) その他、前各号に掲げるものに類するものとして公園魅力向上推進担当課長が不適切と判断したもの

(「いいね」機能の取扱い)

第9条 原則として「いいね」機能は使用しない。

(ダイレクトメッセージ機能の扱い)

第10条 ダイレクトメッセージ等により取得した個人情報の利用・管理は、個人情報の保護に関する法律等の規定に従い、適切に取り扱う。

(コメントリアクションの取扱い)

第11条 原則としてコメントリアクションは行わない。

(知的財産権)

第12条 本アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、動画など）に関する知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、区又は区以外の原著作者等に帰属する。

- 2 利用者が投稿したコメント等にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属するが、投稿されたことをもって、ユーザーは区に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、区に対して著作権等を行使しないことに同意したものとす

(免責事項)

第13条 本アカウントで投稿する情報の正確性には万全を期することとするが、本アカウントで投稿された情報を用いて利用者が行う一切の行為について、区は一切の責任を負うものではないこととする。

- 2 本アカウントで投稿された情報に起因して生じた、利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害について、区は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者により投稿された本アカウントに対するコメント等について、区は一切の責任を負わないものとする。

4 その他、本アカウントに関連して生じた、いかなる損害についても区は一切責任を負わないものとする。

(ポリシーの改定)

第14条 本ポリシーは、必要に応じて改定する。改定の旨及び内容は、本アカウント又は区ホームページで周知する。

(その他)

第15条 このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの実施について必要な事項は、公園魅力向上推進担当課長が、別に定める。

付 則

このポリシーは、令和7年10月14日から施行する。